

千葉県入札監視委員会平成21年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成22年1月28日(水)千葉県ビジネス支援センター-第1・2会議室	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) 高橋 彌(千葉工業大学非常勤教授) 服部 岑生(千葉大学大学院教授) 藤井 一(弁護士) 丸山 英氣(弁護士) (敬称略・五十音順) 委員長 委員長代理	
審議対象期間	平成21年4月1日~平成21年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議期間中に20件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に10件(10社)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

意見・質問	回 答
<p>1 審議概要</p> <p>20件中18件まで、後順位者落札となっているが、これは落札者が予定価格を上回った金額を札入れしたという事か。</p> <p>調査基準価格は入札する業者はわかっているのか。</p> <p>本来積算さえしていれば、計算ができるはずの調査基準価格に対し、それを下回る金額を入れてくるというのは、問題ではないか。</p> <p>これらの入札者は、落札ができないのに関わらず、この金額を入札したということになるのか。</p>	<p>予定価格を上回ったのではなく、調査基準価格を上回ったということである。</p> <p>金額は公表されていないが、算定式及び比率については公表されている。応札者はきちんと積算を行えば、調査基準価格を計算することは可能である。</p> <p>理解をしているかどうかということはあるが、発注者としては、各入札者が積算を行った上で、応札していると考えている。</p> <p>入札公告時に、調査基準価格はこのような算定により計算するということを記載している。それに基づいて、各入札者が各項目積算し、この金額であれば調査基準価格を上回る金額になるとして入札していると思う。計算ができないとかというわけではないと思っている。</p>

意見・質問	回答
<p>県の立場として、調査基準価格を下回った入札者とは契約しないというスタンスなのか。</p> <p>低入札価格調査後、契約を締結している案件については、これは契約するに値すると判断されたということか。</p> <p>失格価格は数値として公表されているのか。</p> <p>管工事については、以前から落札率が高い状態になっている。このことは入札監視委員会で毎回と言っていいほど繰り返し話している。重要な部分ではないかと思う。これに対し、低入札対象となった管工事というのはあるのか。</p> <p>調査基準価格の算定式は公表されているとのことだが、低入札価格調査とはどのような書類をいつまでに提出しなければならない等々、詳細な手続方法は公表されているのか。</p>	<p>県では、調査基準価格の下に失格基準価格を設けており、その金額を下回る場合は即失格としている。調査基準価格と失格基準価格の間については、低入札価格調査を行うこととしており、調査の結果問題がないと判断された場合、契約を締結している。ただし、調査に必要となる書類について提示がなかった場合等、入札を無効としており、この割合が多くなっている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>調査基準価格同様、算定式は公表されているが、個別の金額については公表していない。</p> <p>低入札になった管工事は1件である。</p> <p>記載要綱を規定しており、その中で詳細な手続方法が記載している。この要綱に基づいて、調査対象者は書類を作成し、提出することとなる。</p>

意見・質問	回答
<p>前回の委員会時に、「どうして低入札となる入札を行ったのに、やめてしまうのか」という話が出ていた。その時は、「後から作成する書類が煩雑で、やめてしまうケースがある」と説明を受けたが、記載例などのサンプルを業者に示す等、あらかじめ業者に対し周知徹底を行う必要があるのではないか。そのような方策を考えてはいるのか。</p> <p>具体的な話ではなく、抽象的に聞こえる。</p> <p>2者なり、3者なりの入札者が無効となっている。この入札がもったいないと感じる。コスト的には低入札で入れた業者に施工してもらうのが絶対に良い。そういう意味では、調査基準価格以下で入札して、契約を締結できないというのは、何がネックとなっているのかということを洗い出していけないいけないのではないかと。低入札価格調査に応じないとすると、余計な調査を行っていることになり、そこには少なからずコストが発生するはずである。効率よく入札を行っていくことを念頭において、低入札価格調査をもっと使いやすい制度にすべきではないか。</p> <p>なぜ、この一番低い入札を行った業者が無効となったかを具体的に検討を行うべきでは。</p>	<p>調査導入当初は、様式だけではなく各項目の計算方法が間違っていたりしており、低入札から無効となる業者が多数あったが、現在は業者もこの低入札価格調査に慣れてきており、書類の作成に関しても問題が少なくなりつつある。ただし、業者に対する周知徹底については、委員のいうとおり、引き続き、周知徹底を図ることとした。</p>

意見・質問	回答
<p>低入札を行った業者がこれだけ無効や失格となるのでは、「低入札を行えば契約できない」と思うはずである。計算できるものであれば、いずれは調査基準価格を計算して入札するのが、普通の賢い業者であると思う。それ以下で施工可能であるという能力があったとしても、それ以下では絶対に出さないという風にとられかねないと思う。それで本当に良いのか、県の考え方を抑えておく必要があると思う。</p> <p>下請との契約を確認するという事は結構だが、そういうふうにするということを知り徹底しているのかと疑問に思う。業者は対下請とか考えておらず、低入札調査になったから、やめたという風になっているのではないか。</p> <p>2 一般競争入札 【江戸川第二終末処理場第4汚泥棟処理電気設備工事】</p> <p>低入札価格調査の詳細はどのようになっているか。</p>	<p>20年10月から予定価格1億円以上については、予定価格を事後公表としているため、それらの入札参加している業者の積算能力がまだ追いついていないところがある、また、低入札価格調査には、建設業を取り巻く厳しい環境の中で、ダンピング等による下請への不当な発注について重視している。低入札を行った業者が、下請業者との適切な契約・支払が可能なのか、重点的に調査を行っている。もちろん税金を使って工事を発注していることから、コストはかからないほうが良いが、だからといって、下請へのいじめになってしまっても困るというのが今のスタンスである。</p> <p>県のホームページに掲載し、業界との意見交換会や説明会の場を設け、周知を図っている。</p> <p>調査基準価格は8億8千万強であり、価格による失格判定基準に該当するため、失格としている。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格を大きく上回る入札があり、疑問が残る。</p> <p>また、調査基準価格ぎりぎりに入札を行っている業者があり、先ほどの議論で言うところの「積算を行っている業者」となるが、落札した業者に比べ、技術評価点が低いため、落札ができなかったというように感じる。「積算を行える業者」と「技術評価点の高い業者」に関する入札結果がこれでもいいのかというのは、意見を聞きたいところである。</p> <p>技術点が高いところと契約をするというのはわかるが、きちんと積算した調査基準価格ぎりぎりでの入札であっても、それよりも高い入札であっても技術点が高い業者には勝つことができない。このままでいいのかというのは引かかる。</p> <p>3 一般競争入札 【高洲・明海間4号橋梁工事（右岸側取付部）】</p> <p>評価調書にある施工計画が0から12点まで4区分あるが、どのように評価しているのか。</p>	<p>予定価格について、1億円以上は事後公表となるため、業者としては積算した結果だと思う。</p> <p>また、総合評価方式は、価格による競争のみではなく、技術力を入札結果に反映する入札方式のため、止むを得ない結果である。</p> <p>県としては「低入札だから契約しない」とは考えていない。業者として努力した結果、入札を行っていると認識している。その入札に関して低入札価格調査をしっかりと行い、この金額が妥当であれば、契約を行うとしている。県として窓口を狭めていることはない。</p> <p>評価項目により検討しており、施工計画については、業者からの具体的な施工計画に対し、より良い工作物を作成するための評価を行うため、いろいろな視点から評価ができるようにしており、その結果がこの点数になっている。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="268 342 794 421">設計図書の中で、この評価の視点については記載を行っていないのか。</p> <p data-bbox="268 678 794 757">ほかにも調査基準価格以下の業者がいるが、低入札調査対象にならないのか。</p> <p data-bbox="268 1014 794 1429">価格失格基準について、失格となった業者は現場管理費や一般管理費が判定基準を下回ったとのことだが、再度調整させるなどの手段は取れないのか。全体金額では失格ではなく、個別の項目が失格判定基準を下回っているのだから、可能ではないか。もちろんそれをしてはいけないとは思いますが、ただ、そのあたりの工夫をすれば、コスト的に良かったのではないか。</p> <p data-bbox="268 1496 794 1619">総合評価方式は、特定の業者に発注が集中するような気がする。それで入札として良いのかという漠然とした疑問がある。</p>	<p data-bbox="845 342 1372 611">明記していないが、この箇所でこの工事を施工するに当たり、注意すべき点を注意することを大前提としている。工事を行おうとする業者がそのことを念頭において、さらにより良い技術提案ができるか、ここに力点を置いている。</p> <p data-bbox="845 678 1372 947">調査基準価格以下ではあるが、評価値では下位となり、それより上位に、調査基準価格以上の金額で入札を行っている業者があるため、落札者となりえない。このため、低入札調査の対象とならない業者がある。</p> <p data-bbox="845 1014 1372 1328">失格判定基準は、工事を施工する上で、各項目で最低限必要だと思われる金額を率にて算出することとなる。特に、一般管理費等は30%と元々低い率に設定されている。その最低限と思われる金額を下回って内訳書を提出してきており、止むを得ない結果と思う。</p>

意見・質問	回答
<p>点数は高度な計算はしているが、結果はある意味馬鹿馬鹿しいことになっているのではないか。本来は業者の技術力を評価しなくてはならないのに、「技術力ではない部分」を評価しているのではないだろうか。総合評価の提出についてノウハウがある業者が落札していくことはあるのではないか。これを続けていくのは、透明性を確保するというのは理解できるが、システムとして破綻しないことを望む。</p> <p>4 一般競争入札 【10号橋梁下部工事(東総台地2期1号)】</p> <p>施工計画が0点でも問題はないのか。</p> <p>この結果を見ると、施工計画ではなく、入札価格が契約を行う業者を決めたように見える。</p> <p>入札参加者が9社に対し、辞退が4社と多く感じるが。</p>	<p>特記仕様書に記載されているような内容を施工するのは当然として考えており、それ以上の工夫が施工計画にて書かれているか、この点を評価している。基準となる点数が0点で、評価の視点が2項目以上記載されていると加点されることとなる。</p> <p>今回は最低入札者が落札しているが、総合評価方式において技術評価点により逆転する場合は存在する。</p> <p>一般競争入札では、配置技術者の専任を求めている。推測だが、業者の中で技術者の人数に限りがあるため、工事を選別しているのではないかと考えている。最近の一般競争入札では辞退が珍しい現象ではない。</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格1億円以上だから予定価格を公表していない。他の業者は予定価格を知らなかったから、予定価格を上回る金額で入札したということか。</p> <p>倒産する建設業者が多くなっている昨今で、このように辞退を行う業者がいるということが不思議でならない。この地区で辞退ができるほど仕事が行き渡っているということか、それとも、請け負っても足が出るという切羽詰った事情なのか。</p> <p>普通に考えると、この不景気の中で「どんな仕事でも取りたい」と業者が考えていると思っていたが、選んで入札に参加した業者が辞退をするというのもどうかと思う。</p>	<p>予定価格は事後公表のため、予定価格を上回って入札する業者が発生した。</p> <p>一般競争入札では業者が工事を選んで入札に参加するという特徴がある。また、公共事業の総額が減少している中で、業者に仕事が行き渡っているということは考えられない。</p> <p>同時期に同じような別の発注があれば、そちらにスライドすることはある。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="244 342 790 421">5 指名競争入札 【福増浄水場監理本管空調設備修理工事】</p> <p data-bbox="296 488 734 517">図面は落札業者が作成したものか。</p> <p data-bbox="268 584 794 1189">空調設備の修理工事は現状の厳しい経済状況を考えると、業者にとってはありがたい工事だとは思いますが、それとは別に落札率が高い。空調設備の工事は技術の進歩が高く、耐久性も以前と比較すれば格段に上がっている。新しい設備を設置した場合の方が設備投資の面でも、ランニングコストの面でも良くなると思う。従前の図面を用いて発注を行った場合、初期設置時の技術を踏襲して行うことが十分考えられ、その分ランニングコストが高くなることも考えられる。設備修繕に対する考え方はどうなっているのか。</p> <p data-bbox="268 1256 794 1861">県庁などの設備については、何年か置きに修繕などの工事が発生する。その時にどのくらいのメンテナンスコストがかかるか、考えて発注を行ってほしい。この入札結果を見ると、各入札金額が微妙な違いになっている。設備工事の場合、コストを下げられるものと下げられないものが存在するため、業者間でもう少し開きがあると思われる。入札金額の差額が5万円前後と小さい幅の中に入札が集中するというのは気になる。チェックはできないと思うが、図面の問題もあるのではないか。</p>	<p data-bbox="874 488 1252 517">図面は設計担当者が作成した。</p> <p data-bbox="847 584 1374 757">上現在設置されている機械と異なる新しい機械を設置することとした。機械や配管などを新たに設備、配管について新たに設計を行った。</p> <p data-bbox="847 1256 1374 1659">天井裏部分の工事があることや、浄水場内部の配管が入り組んでいることなどが、積算の段階で工事費用を下げることができなかったのではないかと考えている。また、公表後に聞き取りを行ったが、各社積算を行ったところ、予定価格よりも高額になったことや業者の利益を考えると予定価格に近い入札金額となったとの話もあった。</p>

意見・質問	回答
<p>各入札者の金額に近いのが目立つ。工事内訳などを事前に公表していれば入札金額が近くなるのもわからなくはないが、金抜きの設計書を見ただけでここまで金額が近くなるのか。</p> <p>この金額を見るといろいろなことを考えてしまうが、いつも同じ業者が入札に参加していることはないのか。</p> <p>9社は同じということか。</p> <p>管工事で98.43%という高い落札率に、近い入札金額、何社かは同じ金額で入札しているのも見られ、疑問を持つ。この工事は、あまり工夫の余地がないような工事なのか。2500万前後の金額でこの差というのはよくわからない。</p> <p>管工事でこのような状態になるのは毎回毎回議論になっている。それならば、このような事態が予想されるような案件については、例えば予定価格を事後公表にすることを考えてみてはどうか。少ないとはいえ、事後公表の管工事については事前公表と比較し、明らかに低い落札率となっている。この事前公表というのが影響しているのではないか。</p> <p>管工事は依然高い落札率や同じような金額での入札というのが続いている。それに対する手当てを考えなければならないと思う。</p>	<p>どの入札案件であっても、入札参加者が一つ一つ積算を行っていると考えている。</p> <p>同種工事が過去にもあったが、過去と比べると3社異なる業者が入っている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>一昨年10月から予定価格1億円以上について事後公表としているが、予定価格を超える入札があったり、業者の積算能力が伴っていない部分もあるので、試行としている。単純な工事であれば、積算が容易となるのではないかと考える。今の状態では、この案件だけ事後公表を適用するなどの方策は難しい。</p>

意見・質問	回答
<p>管工事のこの状態を発注者側が「良い傾向である」と考えていないことは間違いないが、だからといって改善方法が考えられているかと言えばそうでもない。そのあたりが問題である。</p> <p>この案件だけ抽出して事後公表というのが困難であれば、期間限定で行うなどの工夫を検討してもらいたい。</p> <p>6 随意契約 【県単道路改良(幹線)工事【仮称印旛捷水路橋P D 6地盤改良工】</p> <p>元の工事請負業者に発注するのはわかったが、出水する条件というのはこの随意契約の設計段階で加味していたのか。</p> <p>一応地質調査を行ったが、出水条件を加味しなかった元の工事については、瑕疵はないということか。</p> <p>随意契約の場合も予定価格を業者は見ているのか。</p> <p>設計変更ではなかったのか。</p>	<p>国の研究機関である国総研に技術的な指示を受け、出水する条件を加味して設計積算を行っている。</p> <p>そのとおりである。同じような現場を4箇所同時に発注しているが、他の現場ではほぼ同条件の掘削をおこなっているが、出水が発生していない。</p> <p>業者は見えていない。</p> <p>元の工事は補助事業であったが、地盤を固める作業については、補助事業には合致しないことから県単事業となった。補助事業ではなかったため、事務所にて単独発注としての対応となった。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="268 342 794 421">他の業者に発注することは現実として可能だったのか。</p> <p data-bbox="268 633 794 1048">随意契約理由で、品質確保と瑕疵担保責任の特定のため随意契約となっているが、責任を負わせるために随意契約というのはおかしいのではないか。随意契約はコストや時間的に優れることが理由になることが多いが、このような理由での随意契約というのはあるのか。元工事の業者が請け負うのは仕方がないが、理由がおかしいと思う。</p> <p data-bbox="268 1059 794 1137">また、予定価格の妥当性というのが確保されているのか。</p> <p data-bbox="268 1205 794 1384">工事による事故が発生し、責任の所在がわからない場合、それを決めるのは県ではなく、裁判所が決めることであり、それが理由としてふさわしくとは思わない。</p> <p data-bbox="268 1395 794 1720">予定価格については、調整が行われなかったとしても、その分元の工事業者が実施しない工事が存在するのであれば、金額的には差異がないと思う。随意契約の場合、価格の構成について根拠が脆いところがある。そこを担保できれば問題ないと思っている。</p>	<p data-bbox="845 342 1372 566">可能だったかもしれないが、施工後の瑕疵担保について、どちらの業者が負うのかという問題が残る。この橋脚に関する工事については、分離不可能であったと考える。</p> <p data-bbox="845 633 1372 947">瑕疵担保責任については、例えば、同じ仮設栈橋で工事施工中に事故が発生した場合に、どちらの業者がその責任を負うのかという線引きができない状態となる。予定金額については、元工事の業者が請け負うため、諸経費調整を行っている。この予定金額は調整後の金額となっている。</p>

委員講評

回を追うごとに制度が改善しているとは思いますが、毎回同じような指摘を行っている案件があるのも事実である。更なる改善というより工夫を願いたい。

低入札価格調査において、下請へのしわ寄せが行われていないかという点だが、下請いじめが実際に行われているとすれば、低入札価格調査だけが有効な方法ということではないと思うし、どうすれば把握できるのか、チェックできるのかというのは、この委員会ではないかもしれないが、検討が必要ではないか。

技術評価について高い評価を取れる業者は実は低い金額で入札ができるのではないかと考えている。結局有利な業者と不利な業者が、制度が馴染めば出てきてしまうのではないか。総合評価方式が今後も続いていく、増えていくのであれば注視する必要があると思う。

総合評価方式について、今日の説明を受けてよくなっているとの実感が無いという印象である。

低入札については、低入札者が契約するためのハードルを低くすることを発注者として検討してもらいたい。失格価格を下回ったため失格となった案件で、一般管理費と現場管理費が下回ったからということだが、下請に支払う管理費、自分の会社に支払う管理費、発注者側の考える管理費に考え方が一致しているのかというのに疑問がある。この工事内訳については、発注者側と入札者側の思考が一致するようにすれば、失格となる入札も減るのではないか。

発注に関する設計でコストを下げる要素があれば、当然その後の工事の入札も下がる方向へ影響を受ける。千葉県の場合は、設計は設計、工事は工事と別々になっていて、コストを下げる要素がないと思われる。予算を有効活用する上で、また、よりよい建物などの成果品を作っていくために、いろいろと検討する必要がある。

総合評価方式にコストや施工方法の本質的な評価があるとすれば本物の総合評価だと理解できるが、決まっているパターンの評価では、コストが低くなることはありえない。

総合評価にしても、これからがんばっていこうとする業者を支援できるような制度になってほしい。

管工事について、依然高い落札率となっているので、この点についてもなんらかの工夫することにより、他の工事と同じような落札率になればと思う。